○真狩村創業支援事業補助要綱

（目　　的）

第1条　この要綱は、真狩村の商工業の活性化に資するよう、真狩村内において、新たに創業する者並びに業種の転換及び業種の追加を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を助成（以下「補助」という。）するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（定　　義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　創業　はじめて事業を営むことをいう。

(2)　創業等　創業並びに業種の転換及び業種の追加をいう。

(3)　業種　日本標準産業分類に規定する小分類をいう。

(4)　小規模企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項各号に規定する小規模企業者をいう。

（補助対象者）

第3条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、真狩村商工会（以下「商工会」という。）の会員又は会員になることを確約した者であり、村内に住所を有する者又は第9条に規定する補助事業の実績報告を提出する日の前日までに村内に住所を有する者で、次に掲げる者とする。ただし、村長が特に認める者は、この限りでない。

(1)　産業競争力強化法（平成25年12月11日法律第98号）に基づき本村が策定した創業支援等事業計画に定める特定創業支援事業による支援を受けた者であって、特定創業支援等事業証明書の交付を受けることができるもの。

(2)　前号に該当するものが代表者を務める小規模企業者。

(3)　3年以上継続した事業の業種の転換を行う個人及び小規模企業者。

(4)　3年以上継続した事業の業種の追加を行う個人及び小規模企業者。

(5)　過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者。

（補助対象事業）

第4条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、創業等により主な営業地を真狩村内として新たな事業展開を目指す事業とする。ただし、創業等により営む事業が次の各号に該当するときは、対象としない。

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業

(2)　中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業に加盟して行われる事業

(3)　政治活動や宗教活動を目的とする事業

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する構成員が関係する事業

(5)　その他補助金の交付目的に則して適当でないと村長が認める事業

（補助対象経費）

第5条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が、令和7年3月31日までに係る補助対象事業に要する経費のうち、別表1に掲げるものとする。

2　前項に掲げる補助対象経費は、原則として村内に主たる事業所を有する事業者へ発注するものとする。

3　第1項に掲げる経費について、国、道その他団体から補助金の交付を受ける場合は、同項に掲げる経費から、国、道その他団体の補助の対象となる経費を控除するものとする。

4　次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。

(1)　市町村民税及び使用料等公的負担に滞納がある場合

(2)　関係法令等に抵触すると認める場合

(3)　民間賃貸共同住宅等建設補助金を受ける場合

(4)　その他村長が不適当であると認める場合

（補助金の額等）

第6条　補助金の額等は、別表1に掲げる額とする。

（補助対象者の公募）

第7条　村長は、この補助金の交付を受けようとする者を公募することができる。

2　この補助金の交付を受けようとする者の公募に係る必要な事項は、村長が別に定める。

（補助対象事業の事前審査）

第8条　この補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を商工会に提出しなければならない。商工会は、事業計画の実行性を精査するための事前審査を行い、当該計画の認否をでき得る限り速やかに通知するものとする。

(1)　創業支援事業計画書（[別記様式第1号の2](別記第1号様式の2（第7条第1項第1号、第8条第1項第1号関係）.docx)）

(2)　創業支援事業収支予算書（[別記様式第1号の3](別記第1号様式の3（第7条第1項第2号、第8条第1項第2号関係）.docx)）

(3)　建築物の新築等に係る工事設計書の写し

(4)　その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付申請）

第9条　この補助金の交付を受けようとする者は、前条に定める事前審査を経たのち補助金の対象となる建築物での営業を開始する日までに、創業支援事業補助金交付申請書（[別記第1号様式](別記第1号様式（第8条第1項関係）.docx)）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1)　創業支援事業計画書（[別記様式第1号の2](別記第1号様式の2（第7条第1項第1号、第8条第1項第1号関係）.docx)）

(2)　創業支援事業収支予算書（[別記様式第1号の3](別記第1号様式の3（第7条第1項第2号、第8条第1項第2号関係）.docx)）

(3)　建築物の所有権登記済証又は賃貸借契約書の写し

(4)　建築物の新築等に係る工事設計書及び見積書の写し

(5)　許認可を伴う業種にあっては、許可証の写し

(6)　税金等の納入状況が確認できる書類

(7)　商工会が会員であること、入会を確約したこと又は会員の変更をしたことを証明する書類

(8)　商工会が申請に関する事業計画を認める書類

(9)　その他村長が必要と認める書類

2　その他この要綱に定めのない補助金交付に関する規定は、真狩村補助金等交付規則（昭和55年規則第1号）による。

（補助事業の実績報告）

第10条　補助金の交付の決定を受けた者は、助成の対象となる事業が完了したときは、創業支援事業実績報告書（別記様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1)　創業支援事業報告書（[別記様式第2号の2](別記第2号様式の2（第9条第1項第1号関係）.docx)）

(2)　創業支援事業収支決算書（[別記様式第2号の3](別記第2号様式の3（第9条第1項第2号関係）.docx)）

(3)　事業の実施状況を撮影した写真

(4)　工事費の支払が確認できる書類

(5)　法人の登記事項証明書（個人事業主にあっては、住民票）の写し

(6)　その他村長が必要と認める書類

（事業成果等の報告義務）

第11条　補助金の交付を受けた者は、当該補助金の額の確定日から3年間、1年が経過するごとに事業成果報告書（別記様式第3号）を村長に提出しなければならない。

（補助金交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条　村長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、創業支援事業補助金交付決定取消通知書（[別記様式第4号](別記第4号様式（第10条第1項関係）.docx)）により、補助事業者に対して補助金交付決定の取消しを通知するものとし、既に補助金の交付を受けている場合は、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

(1)　当該対象事業所における営業の継続期間が3年間に満たなかった場合

(2)　偽りその他不正な行為により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けた場合

(3)　その他村長が不適当であると認めた場合

（そ の 他）

第13条　この要綱に定めのない事項については、村長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1　この要綱は、令和3年3月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2　この要綱は、令和5年6月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

3　この要綱は、令和6年9月17日から施行する。

別表1（第5条第1項及び第6条第1項関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 補助対象経費及びその要件 | 補助金等の額 | |
| （補助対象者）  第3条第1項  第1号  及び第2号関係  （補助対象者）  第3条第1項  第3号  及び第4号関係 | （対象経費）共通  (1)　建築物の新築、増築及び改築に係る工事費  (2)　外装及び内装に係る工事費  (3)　機器装置、工具、機器、備品の調達費  （要　　件）共通  補助対象経費が100万円を超えるものであること。 | （補 助 率）共通  対象経費の2分の1以内とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。 | （限 度 額）  200万円  （限 度 額）  100万円 |